



令和5年度 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について



私立幼稚園等に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園等に支払う入園料・保育料の一部を補助します。

【申請締切】

4～8月分：令和5年7月24日(月)

9～3月分：上記締切までに提出した方は再度の提出は不要となります。

途中入園・転入等の方や変更届の最終締切は令和6年3月4日(月)

提出が遅れた場合は、受付ができないのでご了承ください。

【注意事項】

◆申請された内容(住所、口座、世帯状況等)に変更が生じた場合には、「多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付変更申請書(第5号様式)」を子育て支援課まで提出してください。(多摩市公式ホームページにてダウンロードが可能です。)

◆年度の途中で入園及び退園した場合、また多摩市民でなくなった場合については、必ずお知らせください。その際は、在園・在住に応じて補助金を支給します。補助金の受取り後に転出・退園等が確認された場合は、補助金の返還金が生じる場合もありますのでご了承ください。

【交付決定通知書及び支給方法】

交付決定通知書を直接保護者宛に郵送し、申請書に記載されている保護者の口座に振り込みます。

	決定・通知	支給
5ヶ月分(4月～8月)	10月中旬	10月31日
7ヶ月分(9月～3月)	3月中旬	3月31日

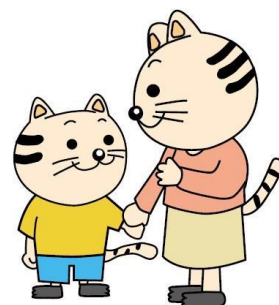
*決定・通知、支給のスケジュールはすべて予定です。前後する場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

多摩市 子ども青少年部 子育て支援課

TEL 042-338-6850(直通)



©多摩市

1. 対象条件

多摩市内に住所(住民基本台帳に記載されている)を有し、子育てのための施設等利用給付認定または子どものための教育・保育給付認定を受けている園児の保護者

- 認可私立幼稚園※1または幼稚園類似施設※2に通園している児童の保護者

※1 認可私立幼稚園とは、学校教育法に基づき認可を受けている幼稚園

※2 幼稚園類似施設とは、東京都の補助金交付対象であり、東京都知事が基準に従い認定した施設

- 児童の年齢が、令和5年4月1日現在で3歳から5歳であるか、令和5年4月2日から令和6年4月1日までに満3歳に達すること。

【参考】

満3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日に出生した幼児のうち3歳に達した者
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日に出生した幼児
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日に出生した幼児
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日に出生した幼児

2. 提出書類 ①は全員 ②～⑤は該当の方のみ提出

- ① 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

- ② ひとり親世帯の場合は、申請書に記入のうえ、**必ず**どれかひとつ下記の証明書の写しが必要です。提出がない場合は、保護者補助金についてはP4に記載する補助額の「上記区分以外の世帯」として算定されます。

・戸籍謄本

・児童扶養手当証書(もしくは児童扶養手当認定通知書)

・ひとり親家庭等医療助成制度のマル親医療証

・離婚届受理証明書

・調停期日通知書(離婚調停中の場合)



©多摩市

- ③ 年収約360万円以下の世帯の方で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金手帳をお持ちの方がいる場合、手帳の写しをご提出ください。(特例世帯の該当になる場合があります。)

- ④ 令和4年1月2日以降に多摩市に転入された方は、必ず以下記載の税額証明書が必要です。記載以外の証明書では判定できません。

・令和4年1月2日～令和5年1月1日に多摩市に転入された方(写しでも可。)

令和4年度「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

※令和4年1月1日に住民票があった区市町村で発行を依頼ください。

・令和5年1月2日以降に多摩市に転入された方(写しでも可。)

令和4年度と令和5年度「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

※各年1月1日に住民票があった区市町村で発行を依頼ください。

既に子育て支援課(保育・幼稚園担当)へご提出済みの方や、後日提出の場合には、申請書の余白にその旨をご記入ください。(例)「〇月〇日頃▲▲のために提出済みです。」「〇月〇日ごろ、郵送・窓口にて提出します。」

余白へ提出済みの旨、記載を以って、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金申請についても、既に提出済みの課税証明書等で階層算定を行うことを了承したものとします。

- ⑤ 海外から帰国(入国)された方及び海外に単身赴任をされている方がいる世帯の場合

・パスポート(入国年月日が確認できる箇所等)の写し

・所得が分かるもの(給与証明書等前年度の収入がわかるもの)を添付

※単身赴任をされている方がいる場合必ず必要です。

3. 申請の方法

- ① 幼稚園を通じて、申請書を配付します。表裏記入するところがありますので、忘れずにご記入ください。
- ② 申請書を記入後、幼稚園が指定した〆切までに、幼稚園にご提出ください。
市へ提出する最終受付は、令和6年3月4日(月)です。※左記日程を過ぎると受付できません。
- ③ 幼稚園が在園を証明して、市に提出します。
※多摩市子育て支援課に直接または郵送での提出も可能です。
その場合、必ず園による在籍証明(申請書裏面の証明欄)の記載が必要となります。
提出期限等は幼稚園により異なりますので、確認してください。

4. 補助金限度額

- 補助金限度額の上限は、世帯の所得割額ごとに異なります。また、現行幼稚園と新制度幼稚園等では、補助対象経費が違うので、補助上限額も異なります。詳しくは、P4をご参照ください。
- 保護者に支給される補助金額は、各園で定める「保育料」や「その他納付金」、「特定負担額」のうち、保護者が実際に負担した金額が補助対象上限となります。そのため、P4の表に記載された補助金額がそのままの額で支給されない場合があります。

現行制度幼稚園※3→保育料とその他納付金(対象にならない区分の方もいます。)

「その他納付金」の対象となる方は、年収目安270万円未満の方(P4の区分1及び区分2)及び区分3から区分5までにおける第3子以降の方に限ります。

また、対象費用は、各園の園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外です。

※3 多摩市内では緑ヶ丘幼稚園、文化学園大学附属すみれ幼稚園、諏訪幼稚園

認定こども園または新制度幼稚園※4→特定負担額

「特定負担額」とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限られます。(例:基準以上の職員配置の人員費、施設の環境維持向上のための費用等)在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、補助対象外となります。

※4 多摩市内では多摩みゆき幼稚園、富士ヶ丘幼稚園、東京大谷幼稚園、錦秋幼稚園、せいとく幼稚園、おだ認定こども園

- 令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴って、従来年少扶養控除を加味していた「私立幼稚園等園児保護者補助金」の算定方法を、年少扶養控除を加味しない算定方法に変更となります。

	算定する年度
令和5年4月～8月分(上期)	令和4年度市町村民税所得割課税額
令和5年9月～令和6年3月分(下期)	令和5年度市町村民税所得割課税額

- 月の途中で入園・退園・転入・転出される場合、日割り計算で補助金対象となることがあります。

退園・多摩市外へ転出される場合、必ずお知らせください。その際は、在園・在住に応じて補助金を支給します。また、補助金支払後に転出・退園等が確認された場合は、補助金の返還金が生じる場合がありますのでご了承ください。

現行制度幼稚園用 保育料及びその他納付金対象

区分	所得の基準	補助単価(月額)予定		
		第1子	第2子	第3子以降
1	・生活保護受給世帯 ・区分2のうち特例世帯等	13,300円	13,300円	13,300円
2	・市民税所得割非課税世帯 ・区分3のうち特例世帯等 (年収目安:約270万円以下)	10,300円	13,300円	13,300円
3	・所得割課税額77,100円以下の世帯 ・区分1及び区分2の特例世帯を除く (年収目安:約360万円以下)	1,800円	6,050円	13,100円
4	・所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収目安:680万円以下)	1,800円	1,800円	11,600円
5	・所得割課税額256,300円以下の世帯 (年収目安:730万円以下)	1,800円	1,800円	9,700円
6	・上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	4,700円

- ・「その他納付金」が対象になる世帯は、金額に下線がある区分です。
- ・「その他納付金」は、各園の園則で定められたものであり、保護者全員が毎年度徴収されるものに限り、具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは除きます。
- ・幼児教育・保育無償化により、保育料が子育てのための施設等利用給付費(月額上限25,700円)から負担軽減が図られている部分については、本事業の対象にはなりません。

新制度幼稚園用 特定負担額対象

区分	所得の基準	補助単価(月額)予定		
		第1子	第2子	第3子以降
1	・生活保護受給世帯 ・区分2のうち特例世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2	・市民税所得割非課税世帯 ・区分3のうち特例世帯等 (年収目安:約270万円以下)	3,200円	6,200円	6,200円
3	・所得割課税額77,100円以下の世帯 ・区分1及び区分2の特例世帯を除く (年収目安:約360万円以下)	1,800円	1,800円	6,200円
4	・所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収目安:680万円以下)	1,800円	1,800円	5,600円
5	・所得割課税額256,300円以下の世帯 (年収目安:730万円以下)	1,800円	1,800円	5,000円
6	・上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

- ・特定負担額とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者全員が毎年度徴収されるものに限られます。
- ・特定負担額を徴収していない園については、本補助金の対象外となります。

5. 私立幼稚園等園児保護者補助金の算定方法

○ 子のカウントについて

第1子:幼稚園に同一世帯から1人就園している場合及び2人以上就園している場合の最年長者の幼児

第2子以降:以下のいずれかに該当する幼児

- ① 幼稚園、幼稚園類似の施設、保育所(東京都認証保育所含む)、認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児
- ② 小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児
(P4の区分1～3に該当する世帯で、生計を一にする兄・姉がいる場合には、年齢に関わらず算定対象になる可能性があります。)
- ③ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄姉を有する幼児(通所している受給者証の証明が必要となります。)

○ 特例世帯とは

- ① 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ② 障がい児(者)(手帳所持者で在宅の者に限る。)のいる世帯
※身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金手帳の所有者に限る。
- ③ その他生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者に該当する世帯

該当の方は、申請書の他にこれらが分かるものの写しが必要です。

○ 市民税所得割額からの補助金額算定について

補助金を算定する際の目安として、父母合計分の課税証明書・納税通知書の「市民税所得割額」から計算することができます。ただし、その金額がそのまま算定額にならない場合があります。

*市民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除・寄附金税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

*指定都市からの転入者の場合、旧税率で再算定した所得割額での判定になります。

※市民税・都民税の申告をされていない方は、税額の確認ができないため至急、申告をしてください。税額の確認ができない場合は、月額1,800円で認定することとします。

※階層区分の算定は、父母が非課税の場合はそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。

同居している祖父母等に所得があって課税されている場合は、家計の主宰者であるか以下の点を総合的に判断した上で合算します。

- ・当該園児を扶養控除の対象にしているかどうか
- ・当該園児を健康保険等において扶養家族としているかどうか
- ・同居者全員のうち最多収入の者であるかどうか(世帯分離している場合も同居家族として対象になります。)



6. 申請書記入時の注意点

第1号様式 (第5条関係)

多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

多摩市長 殿

私は、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について対象となる補助金の交付を受けたいので、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。
上記補助金申請に係る請求手続等について、子ども青少年部長に一任します。

保護者氏名 (申請者)	(ふりがな) たま ゆたか)	自署又は記名押印 印鑑は、鮮明に押してください。	7月12日
	多摩 豊 (自署又は記名押印)	母 携 帯 080 (●●●) ××××	6850
		住 所 東京都 区 市 丁目 番 号 門 牌 6-12-1	対象学年に○を付けてください。
園児氏名	(ふりがな) たま れん)		保育年齢 満3歳・年少・年中・年長
幼稚園名	私立 多摩市 幼稚園		和●年 4月)

【現在の世帯状況】

※ 同居者状況も必ず記載してください(園児本人は)

該当者は、✓を付けてください。

生活保護世帯である
ひとり親世帯である

氏 名	年齢	生年月日	続柄	学年及び幼稚園・保育所(認証含む)・児童発達支援センター	手帳等の有無
多摩 豊					
多摩 愛菜			母		
多摩 聖也	15	平成●年●月●日	兄	中学2年	愛の手帳有
多摩 桜子	10	平成●年●月●日	姉		
多摩 せき	65	昭和▲年▲月▲日	祖母		
		年 月 日			

上記の園児を除く、同じ住所に住んでいる方、全員を記入してください。(世帯分離に関わらず)

園児から見た続柄を記入してください。

手帳をお持ちの方がいる場合は、コピーを添付してください。

- ※ 手帳等とは、身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神保健福祉手帳又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金をいいます。
- ※ ひとり親世帯である場合又は手帳等の交付若しくは支給を受けている場合は、そのことが分かる書類のコピーを添付してください(添付書類については、補助金のお知らせを参照してください)。

【生計を一にする別世帯の兄弟姉妹がいる場合は、下記に記入】

※ 生計を一にするとは、常に生活費、学資金、療養費等の送金があることをい

該当者がいる場合、ご記入ください。

氏 名	年齢	生年月日	続 柄	住 所
多摩 一太	16	平成●年●月●日	兄	××県○○都▲▲町123★寮101号室
		年 月 日		

該当の場合は、ご記入ください。

令和4年1月2日以降、多摩市に住民票異動(転入・再転入)した方のみご記入ください。

多摩市に転入した日	令和4年1月1日現在の住所	前幼稚園名	1 現在、在園中 2 退園(4年1月) 3 幼稚園以外
令和4年2月20日	東京 都 府 ×× 区 市 道 県 町	東 幼稚園	

記入例

【税務資料等の確認について】

令和5年度多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関し、私の世帯に係る税務資料を多摩市長が確認することに同意します。また、在園児の入園料及び保育料納付状況資料を確認することに同意します。
 (※令和4年1月1日現在多摩市の住民基本台帳に登録されていない方については、次の事項についても同意が必要です。)

特定教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付認定の申請の際に提出した課税証明書を、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の算定をする際に使用することに同意します。

(同意確認欄に✓を付けてください。)

同意確認欄
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。

同意確認欄に☑を付けてください。

補助金交付に際し、下記の保護者

振込先金融機関	ゆうちょ銀行の店番は、018や008等になります。ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は、通帳を開いたときに一番下に記載されている「他金融機関からの振込の受取口座」情報をご指定ください。 (例)店名 00八 店番 008 口座番号1234567							本店		
	口座名義	(カタカナ) 多摩 ユタカ	口座番号	1	2	3	4	5	6	7

右づめで、記入してください。

【重要】

- ※口座名義(カタカナ)を必ず記入して下さい。
- ※口座は保護者名義で金融機関の普通口座をご利用ください。
- ※きょうだい等で2名以上の申請がある場合は、同じ口座をご記入ください。

明 書

現在在籍証明年月日現在まで)在籍し、
 料月額(教材費等は除く。) _____ 円、
 _____ 円を納付していることを証明いたします。

幼稚園で証明
 (記入・押印)

電話番号

市記入欄	請求書提出後に電話で振込先口座等の情報のお問い合わせに答えることはできないので、記載の情報をお忘れないようお願いいたします。			後期支払い区分	確認	確認	確認
	無	(_____ 親・要保護者・障害基礎年金・ _____)					

- ★記入は黒ボールペンを使用し、記入もれ等がないようにお願いします。
- ★消えるボールペンは使用しないようお願いいたします。
- ★間違って記入した場合は、二重線で消し訂正印を押して記入してください。訂正の際に修正液等を使用しないでください。
- ★在園しているお子様1人につき1枚の申請書をご提出ください。

7. 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金についてよくある質問

Q.そもそもこれは何？

幼児教育・保育の無償化制度の対象金額(25,700円)を超えた分の金額を、世帯の所得に応じて一部補助する制度です。現行制度幼稚園は保育料・その他納付金。新制度幼稚園は特定負担額(施設維持費等)が補助対象です。

※現行制度幼稚園と新制度幼稚園では対象になる経費が異なるため補助上限額が異なります。詳しくはP3、P4をご覧ください。

Q.締切をすぎても大丈夫？昨年度分は受け付けできるの？

昨年度分は受け付けていません。今年度分については令和5年3月4日が最終締切となり、以降は受付できません。

Q.どの口座に振り込まれる？

申請書に記載の口座に振り込みます。「どの口座を書いたか忘れた」等振込先口座の電話でのお問い合わせには応じられないため、記入した口座を忘れないようにしてください。

Q.税申告をしていないが、補助される？

至急税申告し、申告後その旨を子育て支援課までご報告ください。確認できない場合は税区分を最高額として算定します。

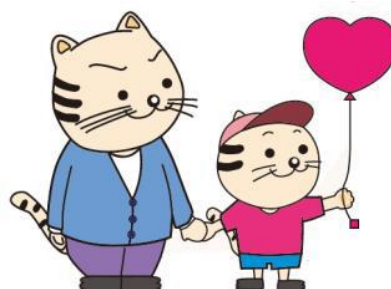
Q.申請したら確実に補助金が振り込まれる？

保育料が25,700円以下のため、既に「子育てのための施設等利用給付」で全額無償化が図られている場合は、補助できる金額がないので補助決定額が0円になることがあります。

※保育料が25,700円以下の施設に在園していても、世帯の所得によっては補助がある場合もあるので、申請書はご提出いただくことをお勧めします。

Q.世帯の所得はどのように計算している？

4～8月分は「令和4年度市民税所得割額(令和3年1月1日～12月31日の収入分)」、9～3月分は「令和5年度市民税所得割額(令和4年1月1日～12月31日の収入分)」の世帯の所得割合計額(父母ともに非課税の場合は、同居している方で一番高い所得割額の人で決定)で算定しています。



8. 実費徴収に係る補足給付事業補助金のお知らせ

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園等園児保護者補助金の補助対象外の実費徴収費についても、対象要件に該当する児童について補助を行います。

なお、補助の対象となる予定の方には市から直接通知します。

新制度幼稚園等について

○ 補助の対象となる園児

下記の①～④のすべてに該当する園児

- ① 多摩市に住所を有していること
- ② 令和5年4月から令和6年3月において、新制度幼稚園または認定こども園に在園しており、子育てのための施設等利用給付認定を受けている方(年度途中入園も含む)
- ③ 生活保護世帯または特定中国残留邦人等の属する世帯
- ④ 園で定める特定負担額が発生している世帯

○ 補助の金額

『実際に園に支払った特定負担額』と『月額上限額 2,500 円』のいずれか少ない金額

現行制度幼稚園について

○ 補助の対象となる園児

下記の①～④のすべてに該当する園児

- ① 多摩市に住所を有していること
- ② 令和5年4月から令和6年3月において、現行制度幼稚園に在園しており、子育てのための施設等利用給付認定を受けている方(年度途中入園も含む)
- ③ 下記のいずれかに該当していること
 - (1) 世帯(父母など)の市町村民税所得割合算額が77,100円以下である場合
 - (2) 世帯の所得に関わらず、補助対象の園児に、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合(対象園児が第3子以降の場合)
 - (3) 生活保護世帯
- ④ 給食費が発生している世帯(お弁当の食材料費は対象外)

○ 補助の金額

『1食あたりの副食費相当額×給食日数』と『月額上限額4,700円』のいずれか少ない金額

【補助額例】

<パターン①>

実費額 : 220円(副食費相当額)×10日(給食日数) = 2,200円

補助上限額: 4,700円

⇒この場合の補助額は2,200円です。

<パターン②>

実費額 : 300円(副食費相当額)×20日(給食日数) = 6,000円

補助上限額: 4,700円

⇒この場合の補助額は4,700円です。

- ※ 主食費は補助されません。お支払いいただいた給食費のうち、副食費相当額のみが補助の対象となります。
- ※ ご家庭でお弁当を持参した場合の食材料費は補助されません。
- ※ 月額4,700円を超えて副食費がかかった場合、超過した分は補助されません。
- ※ 多摩市に住所を有している期間分のみ補助の対象となります。多摩市外に住所を有している期間の補助については、各区市町村にお問い合わせください。

市町村民税所得割合算額について

- (1) 園児の父母の合算した市民税の所得割額によって補助額を判定します。
(単身赴任等で住民票が別になっている父や母、内縁の夫や妻も含めます)。
また、以下のような方がいる場合、その方の市民税の所得割額により算定します。(家計の主宰者(1名)とします。)
- ・ 園児と同一世帯の扶養義務者(祖父母等)の収入で世帯の生計が成り立っていると認められる場合のその祖父母等
 - ・ 園児と同一世帯の扶養義務者(祖父母等)で、園児を扶養親族として税の申告をしている方、または健康保険の扶養家族としている方
- (2) 市民税の所得割額について
住宅借入金等特別税控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市民税の所得割額になります。

- (3) 市民税の所得割額の算定年度

令和5年4月～8月分(上半期)	令和4年度市町村民税所得割課税額
令和5年9月～令和6年3月分(下半期)	令和5年度市町村民税所得割課税額

※注意※

市民税が未申告の場合、補助額が確定できないため補助を受けることができません。
昨年中に収入がないために申告していない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。該当する方は、令和4年1月1日または令和5年1月1日現在にお住まいだった区市町村で申告の手続きをしてください。

第3子のカウント方法について

園児の保護者と生計を一つにする子どものうち幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に1人目の子が「第1子」、2人目が「第2子」、3人目以降の子が「第3子」となります。

その他注意事項

- 本補助金の対象となる予定の方へは、園または市から直接通知いたします。
- 申請後、税額の変更や世帯状況の変更等により補助の対象となくなったりした場合、速やかに申し出てください。補助対象でないのに補助を受けた場合は、非該当期間分の補助を返還していただく場合があります。
- 補助年度を過ぎてからの申請は受付できません。